

容量市場2025年度メインオークションに係る 監視結果の詳細報告

2026年1月23日（金）

電力・ガス取引監視等委員会

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 監視の観点

2. 売り惜しみの監視結果

3. 価格つり上げの監視結果

監視の観点（総論）

- 市場支配力を有する事業者が、正当な理由なく、電源を応札しない又は期待容量を下回る容量で応札すること（**売り惜しみ**）や、電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（**価格つり上げ**）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれがある。
- そのため、「容量市場における入札ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）が、容量市場オークションへの応札前後において、「売り惜しみ」や「価格つり上げ」といった問題となる行為が行われていないか監視するため、「**事前監視**」及び「**事後監視**」を実施している。
- 今回は、昨年10月に実施された**容量市場2025年度メインオークション**について、当委員会が実施した「**事前監視**」及び「**事後監視**」の結果を報告する。

監視の観点（売り惜しみ）

- 「売り惜しみ」に関する監視では、ガイドラインに基づき、応札しない又は期待容量を下回る容量で応札した電源が、以下の正当な理由に該当するかどうかを確認する。

- ① メインオークション応札受付開始時点すでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合
- ② 実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）や将来的な運転再開を予定する脱炭素化を目的とした工事等を伴う休止によって、リクワイアメントを達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度においてFIT認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合
- ⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合

監視の観点（価格つり上げ）

- 「価格つり上げ」に関する監視では、以下の電源（以下「監視対象電源」という。）について、維持管理コストの考え方に基づいて応札価格が算定されているかどうかを確認する。

- ① 約定価格を決定した電源と、その上下2電源ずつ
ただし、市場分断が起きた場合は、分断されたエリア毎に該当する電源を抽出
- ② 市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から3電源ずつ
ただし、約定価格以上で応札された電源に限る
- ③ その他、監視主体が任意に抽出した電源
ただし、監視主体が価格のつり上げをおこなっている可能性があると判断した場合に限る

- また、応札の受付開始後に、事前監視で確認した価格を超える価格で応札していないか、事前監視を受けずに基準価格※以上で応札していないかという観点から、**事前監視で確認した価格と実際の応札データとの整合性も確認**する。

※ 前年度メインオークションの指標価格（9,875円/kW）

1. 監視の観点

2. 売り惜しみの監視結果

3. 価格つり上げの監視結果

売り惜しみの監視結果

- 応札しなかった電源（285件）及び期待容量を下回る容量で応札した電源（28件）について、各事業者に理由の説明と根拠資料の提出を求め、ガイドラインの売り惜しみに当たらない正当な理由に該当していることを確認した。

| 応札しなかった電源 | A社 | B社 | C社 | D社 | E社 | F社 | G社 | H社 | I社 | J社 | K社 | L社 | 件数合計 | 設備容量合計(万kW) |
|--|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|------|-------------|
| 応札しなかった電源の数及び設備容量※ ※ 発動指令電源は期待容量を記載 | 55件 | 14件 | 16件 | 62件 | 1件 | 27件 | 20件 | 12件 | 19件 | 6件 | 13件 | 40件 | 285件 | 3,900 |
| ① メインオークション受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合 | — | — | 10件 | — | — | — | 4件 | 1件 | 1件 | — | 1件 | 1件 | 18件 | 602 |
| ② 実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）や将来的な運転再開を予定する脱炭素化を目的とした工事等を伴う休止によって、リクワイアメントを達成しうる稼働見通しが不確実である場合 | — | 3件 | 4件 | 1件 | 1件 | 5件 | 2件 | 2件 | 3件 | — | 3件 | 1件 | 25件 | 2,242 |
| ③ メインオークション受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合 | — | — | 1件 | 2件 | — | 3件 | 2件 | — | 2件 | — | — | — | 10件 | 321 |
| ④ 実需給年度においてFIT認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合 | 55件 | 10件 | — | 58件 | — | 18件 | 12件 | 8件 | 11件 | 6件 | 9件 | 38件 | 225件 | 479 |
| ⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合 ^注 | — | 1件 | 1件 | 1件 | — | 1件 | — | 1件 | 2件 | — | — | — | 7件 | 257 |
| 期待容量を下回る容量で応札された電源 | A社 | B社 | C社 | D社 | E社 | F社 | G社 | H社 | I社 | J社 | K社 | L社 | 件数合計 | 容量合計(万kW) |
| 期待容量を下回る容量で応札された電源の数及び期待容量と応札容量の差額 | 14件 | 3件 | — | 4件 | — | 2件 | — | 2件 | — | 2件 | 1件 | — | 28件 | 76 |

^注：例えば、需要家都合による未応札の発動指令電源である。リソース契約締結を見込んでいた需要家から応札受付期間までに契約不可と回答があったため、応札ができなかったもの。

1. 監視の観点

2. 売り惜しみの監視結果

3. 価格つり上げの監視結果

価格つり上げの監視結果（1/2）

- 監視対象電源について、各事業者に対し、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求め、ガイドラインに記載されている維持管理コストの考え方に基づいて価格が算定されているかを確認したところ、事前監視において、東北電力による**応札価格の算定方法に誤りが確認された**。
- 当委員会は、東北電力に対して、当該誤りを是正した価格で応札するように求めたところ、事後監視で、**同社が適切に算定した価格で応札していることを確認した**。
- その上で、同社の過去のオークションにおける応札価格も確認したところ、容量市場**2021年度メインオークション（対象実需給年度：2025年度）以降**、当該誤りと同様の算定方法の誤りにより、電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を上回る価格で応札していたことを確認した。

価格つり上げの監視結果（2/2）

- また、事前監視で確認された価格を超える価格で応札していないか、事前監視を受けずに基準価格※以上で応札していないかという観点から、事前監視で確認された価格と実際の応札データとの整合性も確認したところ、北海道電力については、同社が応札した複数の電源について、当委員会が**事前監視で確認した価格を超える価格で応札**しており、JERAについては、**事前監視を受けずに基準価格※以上の金額で応札していることを確認した。**
- 北海道電力、JERA及び東北電力による行為は、**いずれも意図的であったとは認められない**が、これにより、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成され、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては**電気の使用者の利益を阻害する**おそれがあるため、当委員会は、北海道電力、JERA及び東北電力に対して、再発防止策の策定や、当該再発防止策の確実な実施などの措置を講じるよう指導し、指導を行った旨をHPで公表した。
- また、ガイドライン上、北海道電力及びJERAのような事案は「応札を取り消すこととする」となっているが、電気の使用者の利益を阻害しないよう、**応札を取り消すことなく必要な是正を図ることも可能であることを明確化する**観点から、**ガイドラインの改正について経済産業大臣に建議**した。

※ 前年度メインオークションの指標価格（9,875円/kW）